

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和 6 年 6 月 20 日

山口県知事 様

提出者

住 所 広島県広島市中区上八丁堀4丁目1番

氏 名 五洋建設(株)中国支店

常務執行役員支店長 田口 智

電話番号 082-511-7905

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	五洋建設(株)中国支店
事業場の所在地	広島県広島市中区上八丁堀4-1
計画期間	令和 6年4月1日～令和 7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	(D06) 総合工事業
②事業の規模	元請完成工事高 3,168,680(千円)
③従業員数	223名(令和 6年3月31日 中国支店)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	① 産業廃棄物発生(工事現場) ↓ ② 収集・運搬(運搬業者) ↓ ③ 処分(処理業者) → 破碎→再生(再生できないものは埋立)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項		
(管理体制図) 別紙3 管理組織図のとおり		
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項		
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】 別紙 2-1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(これまでに実施した取組) 工事着手前の検討会等を通じて検討を行い、産業廃棄物の抑制を図る。	
③ 計画	【目標】 別紙 2-1のとおり	
	産業廃棄物の種類	
	排 出 量	t t
	(今後実施する予定の取組) 今後もこれまでと同様の抑制に関する取組を行う。	
産業廃棄物の分別に関する事項		
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリート殻、アスファルト・コンクリート殻、木くず、廃プラスチック等各現場にて可能な限り分別に努めている。	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後もこれまでと同様の取組を行う。	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項				
①現状	【前年度（ 年度）実績】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	— t	
	(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	— t	
	(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
① 現状	【前年度（令和 5年度）実績】		別紙 2-1のとおり	
	産業廃棄物の種類			
	全処理委託量	t	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t	t
	(これまでに実施した取組)			
事前に委託業者の適切性を確認し、委託契約を締結している。				

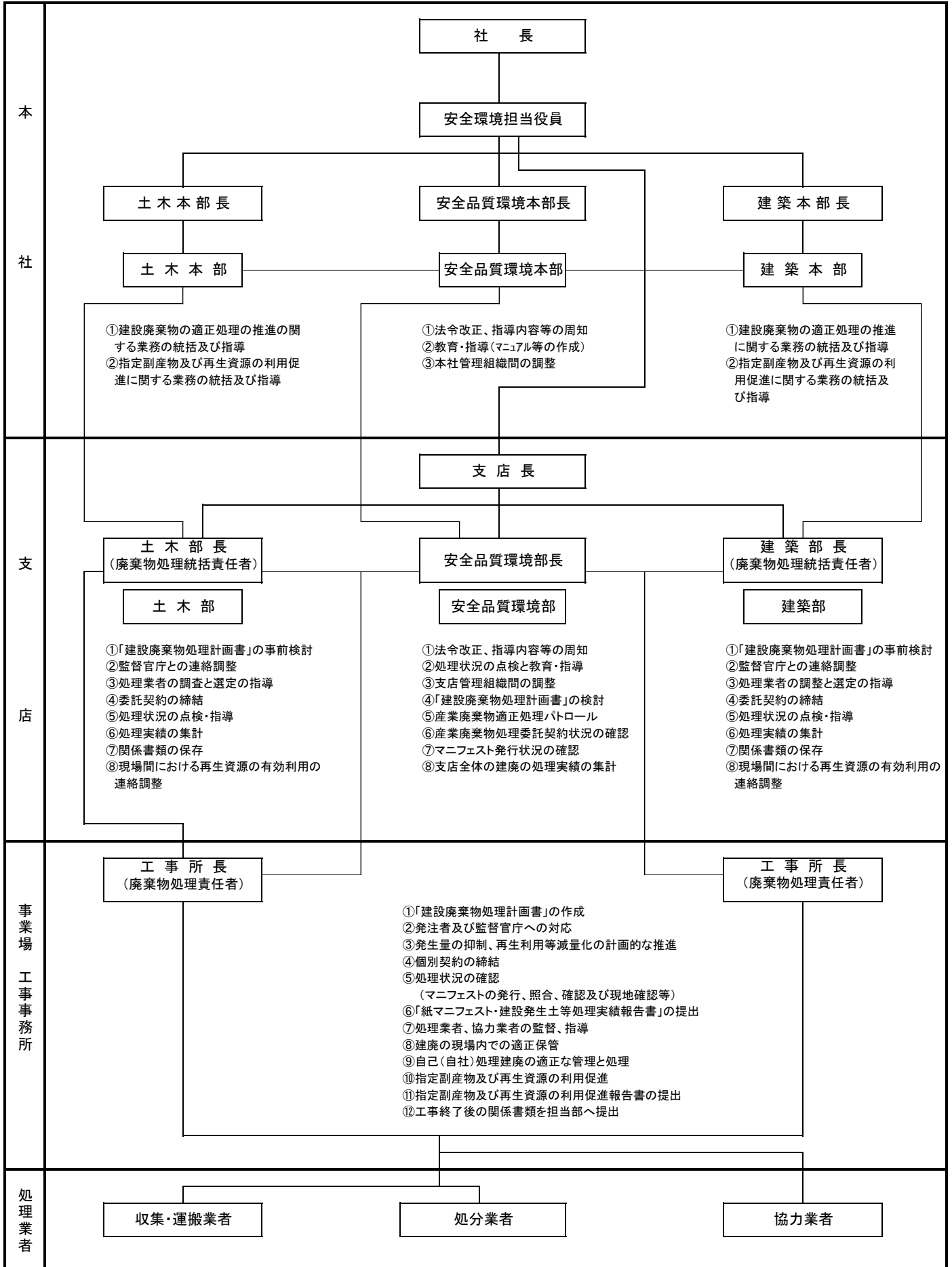
②計画	【目標】 別紙 2-1のとおり		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>今後も、適正な委託契約を締結する。 また、可能な限り電子マニフェストの対応及び優良認定処理業者 へ委託する。</p>		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

建設廃棄物処理管理組織図



- ①建設廃棄物の適正処理の推進に関する業務の統括及び指導
- ②指定副産物及び再生資源の利用促進に関する業務の統括及び指導

- ①法令改正、指導内容等の周知
- ②教育・指導(マニュアル等の作成)
- ③本社管理組織間の調整

- ①建設廃棄物の適正処理の推進に関する業務の統括及び指導
- ②指定副産物及び再生資源の利用促進に関する業務の統括及び指導

- ①「建設廃棄物処理計画書」の事前検討
- ②監督官庁との連絡調整
- ③処理業者の調査と選定の指導
- ④委託契約の締結
- ⑤処理状況の点検・指導
- ⑥処理実績の集計
- ⑦関係書類の保存
- ⑧現場間における再生資源の有効利用の連絡調整

- ①法令改正、指導内容等の周知
- ②処理状況の点検と教育・指導
- ③支店管理組織間の調整
- ④「建設廃棄物処理計画書」の検討
- ⑤産業廃棄物適正処理/パトロール
- ⑥産業廃棄物処理委託契約状況の確認
- ⑦マニフェスト発行状況の確認
- ⑧支店全体の建廃の処理実績の集計

- ①「建設廃棄物処理計画書」の事前検討
- ②監督官庁との連絡調整
- ③処理業者の調査と選定の指導
- ④委託契約の締結
- ⑤処理状況の点検・指導
- ⑥処理実績の集計
- ⑦関係書類の保存
- ⑧現場間における再生資源の有効利用の連絡調整

多量排出事業者の産業廃棄物処理計画書(補足)(令和6年度計画)

別紙2-1

多量排出事業者 名称	五洋建設㈱中国支店	所在地(市町名)	広島市	事業の種類	総合工事業
------------	-----------	----------	-----	-------	-------

(単位:トン)

区分	種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分等に関する事項		処理委託に関する事項									
		排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
産業	燃え殻																				
	汚泥	1	1									1	1	1	1						
	廃油																				
	廃酸																				
	廃アルカリ																				
	廃プラスチック類	54	49									54	49	45	41						
	紙くず	13	12									13	12	13	12						
	木くず	40	36									40	36	39	35						
	繊維くず																				
	動植物性残さ																				
廃棄物	動物系固形不燃物																				
	ゴムくず																				
	金属くず	2	1									2	1	1	1						
	ガラスくず、コンクリートくず、陶磁器くず	3	3									3	3	3	3						
	鉱さい																				
	がれき類	5,157	4,692									5,157	4,692	4,941	4,496						
	動物のふん尿																				
	動物の死体																				
	ばいじん																				
	13号廃棄物																				
建設混合廃棄物	17	15									17	15	12	11							
計 (A)	5,287	4,809	0	0	0	0	0	0	0	0	5,287	4,809	5,055	4,600	0	0	0	0	0	0	